

## 障害福祉サービス事業所等における運営時の留意事項について

### 3 個別支援計画について

個別支援計画の作成に当たっては、別紙「個別支援計画の作成について」を確認の上、適切な流れで作成すること。なお、訪問系サービスとその他のサービス（短期入所を除く）においては規定されている流れが異なるため、それぞれ注意すること。

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
個別支援計画の作成 ※訪問系以外のサービス	1	個別支援計画の作成に係る業務を、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者以外の従業者（以下「サービス管理責任者等」という。）が行っている。	個別支援計画の作成に係る業務については、必ず、市障害福祉課に届出のあるサービス管理責任者等が行うこと。 上記の者以外の従業者が個別支援計画を作成している場合は、 <u>個別支援計画未作成減算や過誤調整の対象となる可能性があるため</u> 、注意すること。	短期入所，訪問系サービスを除く
	2	アセスメントを定期的実施していない。	サービス管理責任者等は、サービスの利用開始時のみにアセスメントを実施するのではなく、モニタリングや個別支援計画の見直し時などに合わせて、定期的実施すること。 また、アセスメントは、利用者と面接して行い、その結果を記録すること。	短期入所，訪問系サービスを除く
	3	アセスメントの実施記録を作成していない。		
	4	アセスメントを実施する際に、利用者と面接していない。		
	5	個別支援計画の原案を作成していない。	サービス管理責任者等は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、障害福祉サービスごとの目標及び達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。	短期入所，訪問系サービスを除く
	6	個別支援計画の原案を適切に保管していない。		

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
	7	サービス担当者会議を実施していない。	サービス管理責任者等は、作成した個別支援計画の原案等について、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者の意見を聞くための会議を開催し、計画に反映すること。また、会議の内容（日時、参加者、意見等）を記録すること。	短期入所，訪問系サービスを除く
	8	サービス担当者会議の記録がなく，実施状況を明確に確認できない。		
	9	個別支援計画の原案の内容について，利用者等に文書で同意を得る際に，同意日や署名の記載漏れがある。	同意日，利用者等の署名については，個別支援計画の原案について説明した際に，漏れのないように記入すること。	短期入所，訪問系サービスを除く
	10	モニタリングを定期的に行っていない。	サービス管理責任者等は，モニタリングについて，サービスごとに規定されている回数を実施し，その結果を記録すること。	短期入所，訪問系サービスを除く
	11	モニタリングの結果について，記録を作成していない。	<p>※ 実施の頻度については，サービスの種別により3月又は6月に1回（相談系サービスについては，受給者証に記載されている回数）以上であるが，必要な場合には随時行うこと。</p> <p>※ 訪問系サービスについて，モニタリングの規定はないが，必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。</p>	
	12	障害者支援施設において，施設入所支援と生活介護の両サービスを利用する利用者の個別支援計画を作成する際に，サービスごとの支援内容を明確に分けて記載していない。	障害者支援施設において，複数のサービスを利用している利用者の個別支援計画を作成する際には，各サービスに係る支援内容を明確に分けて記載すること。	施設入所支援

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
居宅介護計画の作成	13	アセスメントを定期的実施していない。	サービス提供責任者は、サービスの利用開始時のみにアセスメントを実施するのではなく、居宅介護計画の見直し時などに合わせて、定期的実施すること。	訪問系サービスのみ
※訪問系サービスのみ	14	居宅介護計画の原案の内容について、利用者等に説明し、文書で同意を得る際に、同意日や署名の記載漏れがある。	同意日、利用者等の署名については、居宅介護計画の原案について説明した際に、漏れのないように記入すること。	
	15	居宅介護計画の見直しを行っていない。	訪問系サービスについて、「〇か月に一度」といったモニタリングの規定はないが、定期的実施状況を把握し、必要に応じて居宅介護計画の変更を行うこと。	
	16	サービス等利用計画（計画相談事業者が作成する計画）が変更されているにも関わらず、居宅介護計画にその内容が反映されていない。	訪問系サービスにおいては、計画作成等に係る期間は指定されていないが、利用者に対する支給決定量や内容が変更になった場合や、サービス内容等の変更が必要となった場合などに、適宜、居宅介護計画を変更すること。	